



第 67 回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

平成27年6月24日(水曜日) 午前10時

開催場所

大阪市淀川区野中南2丁目11番48号

当社本社会議室

※ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使期限

平成27年6月23日(火曜日) 午後5時まで

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役7名選任の件

Contents

第67回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
▶ 事業報告	2
▶ 連結計算書類	17
▶ 計算書類	25
▶ 監査報告書	33
株主総会参考書類	36

日本ピラー工業株式会社

証券コード：6490

株 主 各 位

大阪市淀川区野中南2丁目11番48号

日本ピラー工業株式会社

代表取締役社長 岩波清久

第67回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第67回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区野中南2丁目11番48号 当社本社会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第67期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第67期連結計算書類監査結果報告の件決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役7名選任の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.pillar.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半において消費税増税の影響を受けやや停滞気味でありましたが、年度後半は個人消費が雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移し、設備投資も企業収益が改善するなか増加基調にあるなど、緩やかな回復が続いております。一方、世界経済は、中国経済の成長鈍化など一部に不安要素をかかえているものの、米国など先進国を中心に回復しています。

当社グループを取り巻く事業環境は、産業機器分野においては、国内需要が石油精製プラント統廃合などの影響もあり低調でしたが、海外需要は資源国を中心に拡大傾向にありました。また、電子機器分野においては、パソコン市場は低調でしたが、スマートフォン向けは成長が続き、全体としては底堅い動きとなりました。

このような環境のなか、当社グループは、拡大する海外需要を取り込むため海外拠点の設立や充実を行う一方、市場のニーズに沿った新製品の開発を進めるとともに、競争力強化のための原価低減活動にも着実に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は216億75百万円（前期比4.6%増）となり、利益面では、営業利益は32億26百万円（前期比10.9%増）、経常利益は34億47百万円（前期比13.7%増）、当期純利益につきましては、19億86百万円（前期比7.2%増）となりました。

【事業別の概況】

産業機器関連事業（シール関連製品）

メカニカルシール製品は、船舶及び海外プラント向け受注の増加を受け全体としては堅調に推移しました。また、グランドパッキン・ガスケット製品は、国内向けが伸び悩むなか、海外向けが好調に推移したため、ほぼ前年並みとなりました。

この結果、産業機器関連事業の売上高は97億97百万円（前期比1.2%増）、営業利益は15億28百万円（前期比6.5%増）となりました。

電子機器関連事業（樹脂関連製品）

半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は半導体市況が底堅い動きをみせ、また、建築業界向け免震関連製品が高水準の建設投資を背景に順調に推移しました。

この結果、電子機器関連事業の売上高は118億3百万円（前期比7.5%増）、営業利益は16億77百万円（前期比15.2%増）となりました。

その他部門（不動産賃貸等）

その他部門の売上高は74百万円（前期比37.3%増）、営業利益は14百万円（前期比1.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は17億3百万円であり、その主なものは、当社の福知山事業所増強工事に伴う建屋改修等によるものであります。資金調達につきましては、すべて自己資金により充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、世界経済は先進国を中心に緩やかな回復が続くと予想され、わが国経済も企業収益が改善傾向をたどり、雇用・所得環境の着実な改善が続くなか、景気は緩やかな回復基調を続けていくとみられます。しかし、新興国・資源国経済の動向、欧州における債務問題の展開や低インフレ長期化といったリスク要因があり、依然として先行きには不透明感が残る状況にあります。

このような状況のなか、産業機器分野向けシール製品は、海外拠点の拡充による営業活動の強化や新製品の投入により事業の拡大を図ってまいります。また、半導体・液晶製造装置関連業界向けピラフロン製品は新製品による需要の創出や新用途の開拓に努めるとともに、建築業界向け免震関連製品は拡大する市場に対し積極的に取り組んでまいります。加えて原価低減活動などの収益構造の改善を継続的に進めてまいります。

当社グループは、安定した業容の拡大を目指し、新市場の創造、新事業の早期確立や、常なるコスト削減に取り組んでおります。さらに、国内外の関係会社との連携を強化し、グループ収益力、コスト競争力を高めてまいります。新しい技術や高機能な製品、そして企業の未来までも、それを生み出すのは人の力であります。全体最適の発想で改革をリードする人材を育てることが重要であり、専門的な技術と広い視野を持ち、グローバルに活躍できる人づくりに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	平成23年度 第 64 期	平成24年度 第 65 期	平成25年度 第 66 期	平成26年度 第 67 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	22,086	18,831	20,720	21,675
経 常 利 益 (百万円)	3,820	2,522	3,031	3,447
当期純利益 (百万円)	2,233	1,589	1,854	1,986
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	90.22	64.23	74.92	80.29
総 資 産 (百万円)	36,590	35,731	38,986	41,466
純 資 産 (百万円)	27,135	28,629	30,585	33,099
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,096.26	1,156.72	1,235.95	1,337.54

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式数を控除して算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
ピラーサービス販売株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
中部ピラーサービス販売株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の販売
東京ピラー株式会社	10	100.0	〃
北陸ピラー株式会社	40	100.0	流体制御関連機器製品の販売、不動産の賃貸
関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社	30	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
ピラーエンジニアリングサービス株式会社	10	100.0	〃
山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社	30	100.0	〃
エヌピー工業株式会社	10	100.0	流体制御関連機器製品の製造
日高精工株式会社	36	100.0	〃
台湾ピラー工業株式会社	61,000千台湾ドル	100.0	流体制御関連機器製品の製造及び販売
日本ピラーシンガポール株式会社	900千Sドル	100.0	流体制御関連機器製品の販売及び補修
日本ピラーアメリカ株式会社	800千USドル	100.0	流体制御関連機器製品の販売
蘇州ピラー工業有限公司	10,346千人民元	100.0	流体制御関連機器製品の製造

(6) 主要な事業内容

当社グループは、メカニカルシール製品、グランドパッキン・ガスケット製品及びピラフロン製品（ふっ素樹脂製品）を主力とした流体制御関連機器製品の製造販売を行っております。これらの製品は半導体・液晶をはじめとして電力、石油、自動車、化学、船舶、土木建築、食品、医薬品などの幅広い産業分野の重要機能部品として不可欠であり、得意先は産業界の広範囲にわたっています。また、その他として不動産賃貸業、保険代理業等を行っております。

主要な製品及び用途は次のとおりであります。

製 品	用 途
メカニカルシール製品	電力、石油精製・石油化学、化学、船舶、食品ほか
グランドパッキン・ガスケット製品	電力、石油、自動車、化学、船舶、食品ほか
ピラフロン製品	半導体・液晶、土木建築、化学、医薬品ほか

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の主要な営業所及び工場

本 社	大阪市淀川区	
支 店	東京支店（東京都千代田区）	横浜支店（神奈川県横浜市）
	名古屋支店（愛知県名古屋市）	京都支店（京都府京都市）
	大阪支店（大阪府大阪市）	神戸支店（兵庫県明石市）
	広島支店（広島県広島市）	九州支店（熊本県合志市）
工 場	三田工場（兵庫県三田市）	福知山事業所（京都府福知山市）
	九州工場（熊本県合志市）	

② 重要な子会社の事業所

ピラーサービス販売株式会社（大阪府堺市）
中部ピラーサービス販売株式会社（愛知県名古屋市）
東京ピラー株式会社（神奈川県川崎市）
北陸ピラー株式会社（福井県敦賀市、大阪府大阪市）
関東ピラーエンジニアリングサービス株式会社（千葉県原市）
ピラーエンジニアリングサービス株式会社（岡山県倉敷市）
山陽ピラーエンジニアリングサービス株式会社（山口県周南市）
エヌパイ工業株式会社（兵庫県加東市）
日高精工株式会社（兵庫県加東市）
台湾ピラー工業株式会社（台湾）
日本ピラーシンガポール株式会社（シンガポール）
日本ピラーアメリカ株式会社（アメリカ）
蘇州ピラー工業有限公司（中国）

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
667 (250) 名	増9 (－) 名

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
475 (204) 名	減5 (増1) 名	38.5 歳	15.1 年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	327 百万円
株式会社三井住友銀行	292

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,042,406株
- (3) 株主数 4,997名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
KBL EPB ORDINARY ACCOUNT 107501	1,188 千株	4.80 %
日本ピラー工業取引先持株会	1,113	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,096	4.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,024	4.14
有限会社ロックウェーブ	1,020	4.12
岩波清久	718	2.90
明治安田生命保険相互会社	700	2.83
株式会社みずほ銀行	692	2.80
株式会社三井住友銀行	692	2.80
ダイキン工業株式会社	400	1.62

(注) 持株比率は、自己株式(295,775株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	岩 波 清 久	
取 締 役 専務執行役員	大 岩 輝 雄	営業本部長 韓国ピラー工業株式会社代表理事
取 締 役 常務執行役員	勝 見 僚 一	営業本部海外事業部長 台湾ピラー工業株式会社董事長
取 締 役 常務執行役員	大 崎 眞 仁	総務人事部長、情報システム部長、 安全保障貿易管理室長
取 締 役 常務執行役員	岩 波 嘉 信	営業本部グローバル事業推進部長 日本ピラーアメリカ株式会社代表取締役 日本ピラーシンガポール株式会社代表取締役
取 締 役 執 行 役 員	宿 南 克 彦	経営企画部長
取 締 役	中 川 威 雄	ファインテック株式会社代表取締役社長 ファナック株式会社社外監査役 株式会社ツガミ社外取締役 オーエスジー株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	神 田 孝 三	
監 査 役	門 屋 明	公認会計士
監 査 役	森 恵 一	弁護士 住友精密工業株式会社社外監査役

- (注) 1.取締役中川威雄氏は、社外取締役であります。
2.監査役門屋 明及び森 恵一の両氏は、社外監査役であります。
3.平成26年6月26日開催の第66回定時株主総会において、新たに大崎眞仁氏及び宿南克彦氏は取締役
に選任され、就任いたしました。

4.平成27年3月11日付で次のとおり取締役の担当の異動がありました。

氏名	新	旧
大崎 眞仁	取締役 常務執行役員 総務人事部長、情報システム部長、 安全保障貿易管理室長	取締役 常務執行役員 総務人事部長、情報システム部長

5.監査役門屋 明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6.当社は、監査役森 恵一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7.当社は、執行役員制度を導入しており、平成27年4月1日現在の取締役兼務執行役員6名を除く執行役員は次の7名であります。

地位	氏名	担当
常務執行役員	清水 正夫	三田工場長、技術・生産部門管掌、 生産技術部長、A E事業部長、MP部長
常務執行役員	青山 博	営業本部グローバルマーケティング担当
常務執行役員	星川 郁生	生産本部長
執行役員	後藤 幸生	福知山事業所長、福知山生産技術部長
執行役員	山内 定光	技術本部長
執行役員	藤崎 和寛	営業本部名古屋支店長
執行役員	川本 裕久	開発事業部長、事業企画部長、 A E事業部プロセス部長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役	7名	141百万円
監査役	3名	12百万円
合計 (うち社外役員)	10名 (3名)	154百万円 (9百万円)

(注) 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役中川威雄氏は、ファインテック株式会社の代表取締役であります。また、ファナック株式会社の社外監査役、株式会社ツガミ及びオーエスジー株式会社の社外取締役を兼任しております。なお、当社とそれぞれの会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

監査役森 恵一氏は、住友精密工業株式会社の社外監査役を兼任しております。なお、当社と当該会社との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	中川 威雄	当事業年度開催の取締役会7回すべてに出席し、必要に応じ、主に学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	門屋 明	当事業年度開催の取締役会7回すべてに、また、監査役会11回すべてに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	森 恵一	当事業年度開催の取締役会7回すべてに、また、監査役会11回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の定めに基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.当社の重要な子会社のうち、台湾ピラー工業株式会社、日本ピラーシンガポール株式会社、日本ピラーアメリカ株式会社、蘇州ピラー工業有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の基本方針（内部統制システムの基本方針）につき、以下のとおり決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、社長の指名を受けた者を委員長とし、取締役、執行役員を構成メンバーとする「企業倫理委員会」を設置し、法令・定款及び社内規程の遵守・徹底を図っております。各部門には、「コンプライアンス規程」に基づきコンプライアンス責任者を任命・配置するとともに、従業員に対し必要に応じて社内研修会を実施し、法令遵守の周知徹底を図っております。また、取締役、執行役員及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合、速やかに報告ができる体制として「内部通報規程」を定めております。
- ② 当社は、取締役、執行役員及び使用人一人ひとりが法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための規範として「企業倫理規範」や「企業行動基準」を定め、企業倫理規範ハンドブックを作成し、その周知徹底を図っております。
- ③ 当社及び当社グループ各社の取締役は、適正な財務報告を行うことが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であるとの認識のもと、財務報告の適正性を確保・維持するための体制を継続的に整備します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令上保存を義務づけられた書類及び重要な書類については、「文書管理規程」などの社内規程に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程などの見直しを行うものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理全体を統括するため、「危機管理委員会」を設置するとともに、「危機管理規程」を定め、同規程に基づいたリスク管理体制を構築しております。不測の事態が発生した場合には、社長の指名を受けた者を本部長とする対策本部を設置し、損害・影響等を最小限にとどめるための体制を立ち上げ、迅速な対応にあたることにしております。また、リスクその他の重要情報の適時開示を果たすため、「情報開示委員会」を設置し、適時適切な情報開示を行う体制を構築しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を経営方針、重要事項等の意思決定機関及び業務執行の監督機関として位置づけ、取締役会が決定した経営方針等に従って執行役員が業務を執行する執行役員制度により、効率的な執行体制を確保いたします。

- ② 当社は、取締役会を定例的に開催するほか、取締役会付議事項の事前審議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る審議を目的とした執行役員が出席する経営会議を定期的に開催しております。
- ③ 「取締役会規程」、「執行役員規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、取締役並びに執行役員の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の管理は、「関係会社管理規程」に基づく決裁及び報告による子会社経営の管理を行うものとしておりますが、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うこととしております。また、内部監査部門は、当社及びグループ各社の内部監査を定期的に実施しております。
- ② グループ会社すべてに適用する行動指針として、当社が作成した企業倫理規範ハンドブックを配布し、法令、社内規程、社会通念等を遵守した行動をとるための「企業倫理規範」や「企業行動基準」の周知徹底を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役職務を補助すべき専任の使用人は配置していませんが、必要に応じて内部監査室が補助業務を行う体制をとるものとしております。また、監査役職務を補助すべき専任の使用人を配置する場合は、その任命・異動等については、取締役と監査役が意見交換を行い、取締役からの独立性を確保いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役、執行役員及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に報告及び情報提供を行っております。
- ② 監査役は、取締役会、経営会議等主要会議に出席するほか、業務執行に関する重要な文書の閲覧等により、取締役及び執行役員の業務執行につき監査を行うとともに、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができるものとしております。
- ③ 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、意見交換を行い、緊密な連携をとっております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成26年6月26日開催の第66回定時株主総会において、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続いたしました。本プランの概要は以下のとおりであります。

(1) 基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値及び株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていく必要があると考えております。仮に当社株式の大量取得を目的とする買付けが行われた場合、それに応じるか否かは最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきではありますが、不当な目的による企業買収である場合には、企業価値及び株主共同の利益を守ることが経営者の責務であると考えます。従いまして、株主の皆様が判断するにあたって、十分な情報が提供されることが極めて重要であり、大量買付者の事業内容、将来の事業計画及び過去の投資行動等から、当該買付行為又は買収提案が企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討していく必要があると考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、創業以来、「流体の漏れを止める技術」を基盤として、産業界のさまざまなニーズから来る技術要請に対し、新製品・新技術の開発で応え、お客様から信頼される高機能製品を提供してまいりました。また、創業以来脈々と受け継がれてきた社は「品質第一」「和衷協力」「一歩研究」の精神が、今日につながる企業活動の中に生き続け、これまでの発展と今後の一層の飛躍に不可欠なものであると考えています。このような創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっており、当社の企業文化の継続・発展をとおして当社の社会的意義を高めることにより、結果として企業価値及び株主共同の利益を最大化することにつながるものと考えています。

一方、当社はコンプライアンス、品質に対する社会の厳しい要請などに対応しつつ、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するために、平成29年3月までの3事業年度に関する中期経営計画「B T vision16（ブレークスルービジョンイテロク）」を平成26年4月にスタートさせています。本計画は「企業競争力の強化」「グローバル化の推進」「新事業・新市場の開拓」を基本方針とし、これらを追求することによりお客様との強固な信頼関係を構築し、さらなる成長と企業価値の向上を目指します。当社の持つ経営資源を有効に活用するとともに、これらの取組みを着実に実行することで、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社と当社グループの企業価値及び株主共同の利益の向上に資することができると考えています。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

① 対象となる大規模買付行為

本プランは、当社が発行者である株式等について、(a) 保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け、又は (b) 公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、「大規模買付行為」といいます。）を対象とします。

② 意向表明書及び必要情報、取締役会評価期間

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）には、(a) 本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出及び買付内容等の評価・検討等に必要かつ十分な情報の提供と、(b) 当社取締役会による適切な評価期間の確保を要請いたします。当社取締役会は、評価期間内において、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、提出された情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

③ 独立委員会の勧告等

独立社外者（現時点においては社外監査役2名、社外有識者1名）から構成される独立委員会は、上記取締役会の評価期間内に、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、又は買付者等による大規模買付行為が専ら買付者等の短期的な利益のみを目的とするものである等、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施又は不実施等の決議を行うものとし、上記決議を行った場合速やかに当該決議の概要その他取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

④ 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成29年6月開催予定の定時株主総会終結の時までです。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更又は廃止されたこととなります。また、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されたこととなります。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足しており、かつ企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。当社の中期経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、前記（3）で記載のとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって継続されるものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえ導入されたものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外監査役及び社外有識者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家を利用することができること、有効期限が最長3年と定められたうえ、取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社会社員員の地位の維持を目的とするものではありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

内部留保金につきましては、企業体質の強化や安定的な業容の拡大にその充実が不可欠であると認識しております。従って、内部留保金は競争力強化や新技術の開発、研究開発など長期的な視点に立って、将来の企業価値を高めるための投資に有効に活用してまいります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,124	流 動 負 債	6,213
現金及び預金	13,929	支払手形及び買掛金	3,239
受取手形及び売掛金	9,602	短期借入金	516
商品及び製品	611	未払法人税等	496
仕掛品	992	賞与引当金	578
原材料及び貯蔵品	559	その他	1,381
繰延税金資産	349	固 定 負 債	2,154
その他	80	長期借入金	339
貸倒引当金	△2	繰延税金負債	353
固 定 資 産	15,342	退職給付に係る負債	1,183
有形固定資産	11,510	資産除去債務	60
建物及び構築物	6,298	その他	216
機械装置及び運搬具	1,345	負 債 合 計	8,367
土地	3,648	純資産の部	
建設仮勘定	70	株 主 資 本	31,162
その他	147	資本金	4,966
無形固定資産	75	資本剰余金	5,190
ソフトウェア	60	利益剰余金	21,151
電話加入権	13	自己株式	△145
その他	2	その他の包括利益累計額	1,937
投資その他の資産	3,756	その他有価証券評価差額金	1,424
投資有価証券	3,363	為替換算調整勘定	453
繰延税金資産	15	退職給付に係る調整累計額	59
退職給付に係る資産	60	純 資 産 合 計	33,099
その他	340	負 債 純 資 産 合 計	41,466
貸倒引当金	△24		
資 産 合 計	41,466		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	21,675
売上原価	14,457
売上総利益	7,217
販売費及び一般管理費	3,991
営業利益	3,226
営業外収益	
受取利息	9
受取配当金	60
為替差益	134
その他	33
営業外費用	
支払利息	12
固定資産除却損	1
その他	2
経常利益	3,447
特別利益	
投資有価証券売却益	14
特別損失	
固定資産処分損	237
減損損失	60
災害による損失	38
税金等調整前当期純利益	3,124
法人税、住民税及び事業税	1,062
法人税等調整額	74
少数株主損益調整前当期純利益	1,986
当期純利益	1,986

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	4,966	5,190	19,507	△145	29,518
会計方針の変更による 累積的影響額			102		102
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,966	5,190	19,609	△145	29,621
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△445		△445
当 期 純 利 益			1,986		1,986
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	1,541	△0	1,541
当 期 末 残 高	4,966	5,190	21,151	△145	31,162

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	856	252	△41	1,067	30,585
会計方針の変更による 累積的影響額					102
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	856	252	△41	1,067	30,688
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△445
当 期 純 利 益					1,986
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	567	201	101	870	870
当期変動額合計	567	201	101	870	2,411
当 期 末 残 高	1,424	453	59	1,937	33,099

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称は事業報告「1.企業集団の現況に関する事項(5)重要な親会社及び子会社の状況」に記載しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

エヌビー産業株式会社、日本ピラー九州株式会社、ピラーテクノ株式会社、上海ピラートレーディング有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社4社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重大な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数

持分法適用の非連結子会社及び関連会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

(非連結子会社) エヌビー産業株式会社、日本ピラー九州株式会社、ピラーテクノ株式会社、上海ピラートレーディング有限公司

(関連会社) 韓国ピラー工業株式会社

持分法を適用しない理由

持分法適用外の非連結子会社4社及び関連会社1社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等の及ぼす影響は軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
台湾ピラー工業株式会社	12月31日
日本ピラーシンガポール株式会社	12月31日
日本ピラーアメリカ株式会社	12月31日
蘇州ピラー工業有限公司	12月31日

(注) 連結子会社の決算日現在の計算書類を基礎として連結を行っております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

② その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

- (5) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- | | |
|-------------|----------|
| ① 製品・仕掛品 | 主として総平均法 |
| ② 商品 | 総平均法 |
| ③ 原材料 主要原材料 | 月次平均法 |
| 仕入部品 | 総平均法 |
| ④ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |
- (6) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|----------|--|
| ① 有形固定資産 | 主として定率法
ただし、子会社北陸ピラー株式会社の賃貸用不動産及び平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 | 自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
- (7) 引当金の計上基準
- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
- (8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- | | |
|------------------|--|
| ① 退職給付に係る会計処理の方法 | 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。 |
| ② 消費税等の会計処理の方法 | 税抜方式によっております。 |
- (9) 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更
 （会計方針の変更）
 （退職給付に関する会計基準等の適用）
 「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。
 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。
 この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が158百万円減少し、利益剰余金が102百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ18百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 21,018百万円
- (2) 工事契約履行に係る保証 74百万円
- (3) 投資有価証券には、平成27年4月5日付で設立した日本ピラーミドルイースト（株）に対する新株式払込金51百万円が含まれております。

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	25,042,406株	－株	－株	25,042,406株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	295,540株	235株	－株	295,775株

(注) 株式数の増加235株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	197	8	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月7日 取締役会	普通株式	247	10	平成26年9月30日	平成26年12月10日

(注) 1株当たり配当額10円には、記念配当2円が含まれております。

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	247	利益剰余金	10	平成27年3月31日	平成27年6月25日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については金融機関からの借入による方針であります。なお、デリバティブ取引は利用していません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制としております。

投資有価証券である株式及び債券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式及び満期保有目的の債券であり、定期的に把握された時価が役員に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。また、リース債務については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	13,929	13,929	－
(2) 受取手形及び売掛金	9,602	9,602	－
(3) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	120	119	△0
②その他有価証券	3,080	3,080	－
(4) 支払手形及び買掛金	(3,239)	(3,239)	－
(5) 短期借入金	(516)	(516)	－
(6) 長期借入金	(339)	(339)	－

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注2）非上場株式（連結貸借対照表計上額9百万円）並びに子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額153百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、名古屋市その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）及び遊休資産等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項 (単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,241	2,595

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,337円54銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 80円29銭 |

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,140	流 動 負 債	5,624
現金及び預金	10,793	支払手形	89
受取手形	2,727	買掛金	3,132
売掛金	6,202	短期借入金	200
商品及び製品	456	1年内返済予定の長期借入金	100
仕掛品	903	リース債務	13
原材料及び貯蔵品	401	未払金	784
前払費用	16	未払費用	240
繰延税金資産	281	未払法人税等	375
その他	358	預り金	27
貸倒引当金	△1	賞与引当金	510
固 定 資 産	13,732	その他の	148
有形固定資産	8,727	固 定 負 債	1,951
建物	4,496	長期借入金	287
構築物	203	リース債務	19
機械及び装置	942	退職給付引当金	1,161
車両運搬具	17	資産除去債務	58
工具、器具及び備品	82	繰延税金負債	253
土地	2,887	その他	169
リース資産	32	負 債 合 計	7,575
建設仮勘定	64	純 資 産 の 部	
無形固定資産	62	株 主 資 本	26,882
ソフトウェア	50	資本金	4,966
電話加入権	10	資本剰余金	5,190
その他	2	資本準備金	4,731
投資その他の資産	4,942	その他資本剰余金	459
投資有価証券	3,191	利 益 剰 余 金	16,871
関係会社株式	1,008	利益準備金	436
関係会社出資金	179	その他利益剰余金	16,435
関係会社長期貸付金	390	特別償却準備金	126
固定化営業債権	4	固定資産圧縮積立金	13
長期前払費用	15	別途積立金	3,541
その他	176	繰越利益剰余金	12,753
貸倒引当金	△23	自 己 株 式	△145
資 産 合 計	35,872	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,415
		その他有価証券評価差額金	1,415
		純 資 産 合 計	28,297
		負 債 純 資 産 合 計	35,872

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		20,359
売 上 原 価		14,531
売 上 総 利 益		5,827
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,289
営 業 利 益		2,538
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11	
受 取 配 当 金	339	
為 替 差 益	141	
そ の 他	32	523
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
固 定 資 産 除 却 損	1	
そ の 他	2	9
経 常 利 益		3,052
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14	14
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	237	
減 損 損 失	60	
災 害 に よ る 損 失	38	337
税 引 前 当 期 純 利 益		2,729
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	838	
法 人 税 等 調 整 額	105	943
当 期 純 利 益		1,785

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	4,966	4,731	459	5,190
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額				
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	4,966	4,731	459	5,190
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の積立				
特別償却準備金の取崩				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	4,966	4,731	459	5,190

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本					利益剰余金 合計
	利 益 剰 余 金					
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
		特 別 償 却 準 備 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	436	95	12	3,541	11,343	15,429
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					102	102
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	436	95	12	3,541	11,446	15,531
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△445	△445
特別償却準備金の積立		45			△45	－
特別償却準備金の取崩		△13			13	－
固定資産圧縮積立金の積立			0		△0	－
固定資産圧縮積立金の取崩			△0		0	－
当 期 純 利 益					1,785	1,785
自 己 株 式 の 取 得						
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	31	0	－	1,307	1,340
当 期 末 残 高	436	126	13	3,541	12,753	16,871

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△145	25,440	851	851	26,292
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		102			102
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△145	25,542	851	851	26,394
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△445			△445
特別償却準備金の積立		－			－
特別償却準備金の取崩		－			－
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
当 期 純 利 益		1,785			1,785
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			563	563	563
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,340	563	563	1,903
当 期 末 残 高	△145	26,882	1,415	1,415	28,297

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券
時価のあるもの | 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理しており、売却原価は移動平均法により算定しております。) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- | | |
|-------------|---------|
| ① 商品・製品・仕掛品 | 総平均法 |
| ② 原材料 主要原材料 | 月次平均法 |
| 仕入部品 | 総平均法 |
| ③ 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

(3) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|--------------|--|
| ① 有形固定資産 定率法 | ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産 | 自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については、貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。 |

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- | | |
|----------------|--|
| ① 退職給付に係る会計処理 | 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。 |
| ② 消費税等の会計処理の方法 | 税抜方式によっております。 |

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が158百万円減少し、繰越利益剰余金が102百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ18百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 18,154百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務には区分掲記されたもののほか次のものがあります。
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 1,158百万円 |
| 短期金銭債務 | 335百万円 |
- (3) 関係会社株式には、平成27年4月5日付で設立した日本ピラミッドルイースト(株)に対する新株式払込金51百万円が含まれております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	2,181百万円
仕入高	3,484百万円
営業取引以外の取引高	305百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	295,540株	235株	一株	295,775株

(注) 株式数の増加235株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	32百万円
賞与引当金	168
退職給付引当金	375
長期未払金	53
減価償却費	10
ゴルフ会員権	26
減損損失	154
その他	235
繰延税金資産小計	1,055
評価性引当額	△316
繰延税金資産合計	739
(繰延税金負債)	
特別償却準備金	60
固定資産圧縮積立金	6
有価証券評価差額	613
その他	30
繰延税金負債合計	711
繰延税金資産の純額	28

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は5百万円、法人税等調整額が59百万円、その他有価証券評価差額金が64百万円それぞれ増加しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,143円50銭
(2) 1株当たり当期純利益	72円16銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月1日

日本ピラー工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 人 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピラー工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月1日

日本ピラー工業株式会社
取締役会 御 中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡 沼 照 夫 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高 橋 和 人 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピラー工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に基づき、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な支店、工場において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社を訪問してその業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月8日

日本ピラー工業株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役	神 田 孝	三	㊞
監 査 役	門 屋 明	明	㊞
監 査 役	森 恵	一	㊞

(注)監査役門屋 明及び森 恵一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題の一つと位置づけ、安定的かつ継続的な配当と配当水準の向上に努めることを基本方針としております。

上記の方針に基づき、第67期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案いたしまして、1株につき普通配当10円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額 247,466,310円
なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき20円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条(取締役の責任免除)及び第35条(監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。

なお、定款第27条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第26条 〔条文省略〕</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第34条 〔条文省略〕</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条～第26条 〔現行どおり〕</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第28条～第34条 〔現行どおり〕</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いわ なみ きよ ひさ 岩 波 清 久 (昭和23年12月14日生)	昭和53年8月 当社入社 取締役 昭和60年2月 当社常務取締役 昭和62年8月 当社取締役副社長 平成元年6月 当社代表取締役社長（現任） 平成19年6月 当社社長執行役員（現任）	718,500株
2	おお いわ てる お 大 岩 輝 雄 (昭和27年9月25日生)	平成18年6月 当社入社 当社取締役（現任） 平成19年6月 当社執行役員 平成23年6月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社専務執行役員（現任） 平成25年3月 当社管理部門管掌、 経営企画部長兼情報システム部長 平成26年3月 当社営業本部長（現任） (重要な兼職の状況) 韓国ピラー工業株式会社代表理事	23,100株
3	おお さき しん じ 大 崎 眞 仁 (昭和26年6月28日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年3月 当社人事総務部長 平成15年6月 当社取締役 平成19年6月 当社執行役員 平成22年3月 当社九州支店長 平成26年3月 当社総務人事部長兼情報システム部長(現任) 平成26年6月 当社取締役（現任） 当社常務執行役員（現任） 平成27年3月 当社安全保障貿易管理室長（現任）	23,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	いわ なみ よし のぶ 岩 波 嘉 信 (昭和54年9月5日生)	平成22年6月 当社入社 当社執行役員 平成23年3月 当社技術生産本部副本部長 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成25年3月 当社生産本部副本部長 平成26年3月 当社営業本部グローバル事業推進部長(現任) 平成26年6月 当社常務執行役員(現任) (重要な兼職の状況) 日本ピラーアメリカ株式会社代表取締役 日本ピラーシンガポール株式会社代表取締役	48,100株
5	しゅう なみ かつ ひこ 宿 南 克 彦 (昭和34年5月27日生)	平成26年5月 当社入社 当社経営企画部長兼工場管理部長 平成26年6月 当社取締役(現任) 当社執行役員(現任) 平成27年3月 当社経営企画部長(現任)	10,100株
6	なか がわ たけ お 中 川 威 雄 (昭和13年10月12日生)	平成11年5月 東京大学名誉教授(現任) 平成12年10月 ファインテック株式会社代表取締役社長 平成14年6月 当社取締役(現任) 平成27年4月 ファインテック株式会社代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) ファインテック株式会社代表取締役会長 ファナック株式会社社外監査役 株式会社ツガミ社外取締役 オーエスジー株式会社社外取締役	15,000株
7	※ なが た たけ はる 永 田 武 全 (昭和19年5月23日生)	昭和42年4月 株式会社住友銀行(現 三井住友銀行) 入行 平成14年6月 同行副頭取兼副頭取執行役員 平成17年6月 京阪神不動産株式会社(現 京阪神ビルディング株式会社) 代表取締役社長 塩野義製菓株式会社監査役 平成18年6月 三洋電機株式会社監査役 平成22年6月 京阪神不動産株式会社(現 京阪神ビルディング株式会社) 取締役会長(現任) 平成23年3月 コクヨ株式会社取締役 (重要な兼職の状況) 京阪神ビルディング株式会社取締役会長	3,000株

- (注) 1.※印は、新任の取締役候補者であります。
- 2.中川威雄氏及び永田武全氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3.当社は、社外取締役候補者中川威雄氏と技術顧問契約を締結しております。
 - 4.その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 5.中川威雄氏を社外取締役候補者とした理由は、事業法人の経営者として豊富な知識と経験を有しており、また、生産技術分野で深い見識を持たれておりますので、このような立場から当社の経営について長期的展望や当社の従来からの発想とは異なった視点から有益なご意見をいただくためであります。
なお、当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって13年間であります。
 - 6.永田武全氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた金融機関及び事業法人の経営者としての豊富な知識と経験並びに幅広い見識に裏付けされた客観的かつ有益なご意見をいただくためであります。
 - 7.当社は、中川威雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としており、本議案において同氏の選任についてご承認いただいた場合には、本契約を継続する予定であります。また、永田武全氏の選任についてご承認いただいた場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
 - 8.本議案において永田武全氏の選任についてご承認いただいた場合には、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

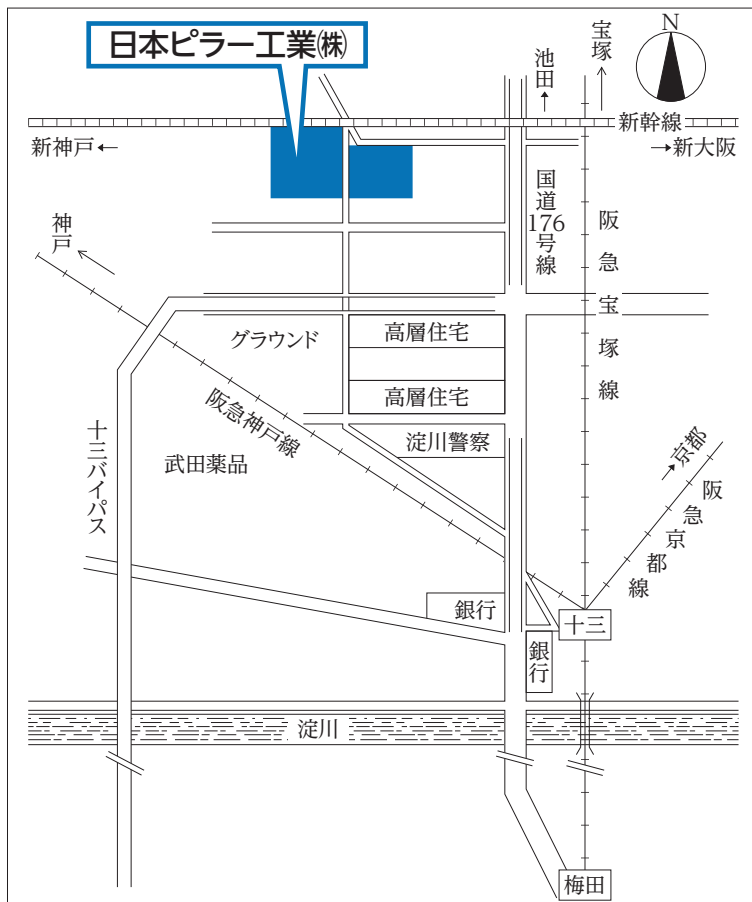
会場 大阪市淀川区野中南2丁目11番48号

日本ピラー工業株式会社 本会議室

TEL (06) 6305-1781

(阪急電車十三駅下車北約800m)

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、とりやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。